

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

592百万円（1,095百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

廃棄物処理分野における地球温暖化対策推進のため、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用するため、廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設または廃棄物等燃料製造施設の整備事業（新設、増設又は改造）について補助を行う。

2. 事業計画（業務内容）

○補助対象

民間事業者（一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等）

①廃棄物高効率熱回収

②廃棄物等燃料製造

※… これらの建築施設の省エネルギーに資する照明・空調設備についても補助対象とする

○補助率等

施設の高効率化に伴い追加的に生じる施設整備費の1/3を限度

3. 施策の効果

高効率熱回収の促進等により廃棄物エネルギーの更なる利用が拡大され、廃棄物・リサイクル分野のCO₂排出量が削減される。

また、熱回収等と合わせて施設の省エネ化を促進することで、CO₂排出量削減を加速させる。

事業目的・概要等

背景・目的

廃棄物分野に関する地球温暖化対策として、廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用による未利用のエネルギーの有効活用を促進する。

事業概要

廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行う、高効率な廃棄物エネルギー利用施設または廃棄物等燃料製造施設の整備事業（新設、増設又は改造）について補助。

事業スキーム

補助対象：民間事業者等
補助割合：1 / 3
実施期間：平成15～32年度

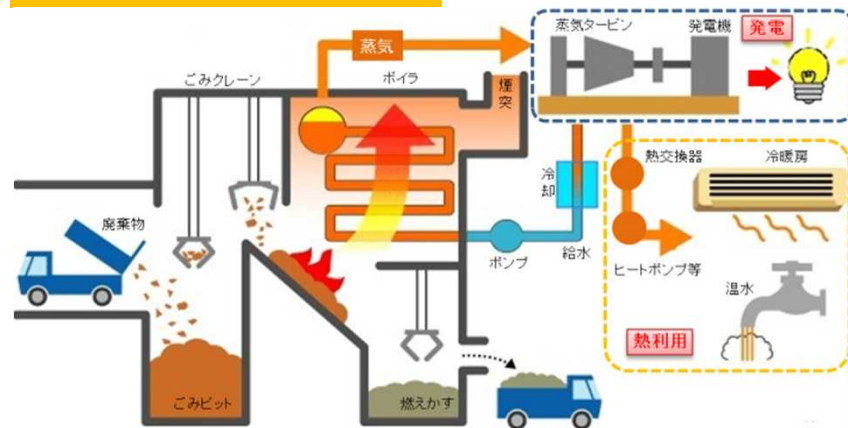
期待される効果

- 未利用エネルギーの有効活用とエネルギー起源CO₂削減を進める地球環境の保全に資する。
- 熱回収等と省エネ化を一体的に促進し、CO₂削減を加速させる。

イメージ

対象施設

① 廃棄物高効率熱回収



廃棄物熱回収のイメージ

② 廃棄物等燃料製造



廃棄物等燃料製造装置